

# 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

JCIP (Japan Construction Industry electronic application Portal)

## 申請者向け【基本編】

---

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

## 1. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について

- はじめに（概要、電子申請・JCIPのメリット、JCIPの画面）
- JCIPで作成できる申請書類・届出書類、作成できない書類
- 外部データ連携
- 申請・届出に必要な確認書類
- ステータス（状態）

## 2. ご利用にあたって

- システム利用環境
- 認証方法

**※画面は開発中のものであり、実際とは異なる箇所もありますのであらかじめご了承ください。**

# 1. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム (JCIP)について

---

# はじめに

---

平成29年3月に策定された政府の「働き方改革実行計画」において、建設業については、改正労働基準法の施行から5年後に時間外労働の上限規制を適用することとされ、長時間労働の是正に向けた取組が開始されました。こうした中、建設業許可、経営事項審査の申請等については、その準備や申請が申請者・許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘がありました。



これを受け、国土交通省では、建設業許可、経営事項審査の申請手続の電子化に向けた調査・検討を実施し、電子化を実現するためのシステムの準備を進めました。



建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）は、全国の建設業許可、経営事項審査の申請・届出をインターネットで行うシステムとして、令和5年1月からの運用開始を予定しています。  
※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

## ●会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、**行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要**になります。

## ●データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省（登記事項証明書）、国税庁（納税情報）等とのデータ連携により、**当該書類の取得や添付が不要**になります。

## ●外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請した**データを利用した申請書類の作成**ができますので、入力の手間が省けます。

## ●エラーチェック、自動計算

**JCIPによるエラーチェックや自動計算**を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。



## JCIPマイページ

## 申請・届出



申請・届出作成



申請・届出一覧

## その他



お知らせ一覧



通知一覧



委任状一覧

## 通知 未読の直近 10 件

(申請番号：22000000036) 状態が審査中になりました。	2022/11/02 13:18
(申請番号：22000000035) 状態が審査中になりました。	2022/11/02 13:14
(申請番号：22000000036) 状態が納付待になりました。ご対応をお願いします。	2022/11/02 13:13
(申請番号：22000000035) 状態が納付待になりました。ご対応をお願いします。	2022/11/02 13:12
(申請番号：22000000038) 通知が届いています。	2022/10/25 11:03
(申請番号：22000000037) 通知が届いています。	2022/10/25 10:58
(申請番号：22000000036) 通知が届いています。	2022/10/24 16:03
(申請番号：22000000035) 通知が届いています。	2022/10/17 13:31
(申請番号：22000000006) 通知が届いています。	2022/10/14 12:06
(申請番号：22000000005) 通知が届いています。	2022/10/13 15:59

## JCIPで作成できる申請書類・届出書類、作成できない書類

---

## ①作成できる申請書類、届出書類

#	様式番号	様式名
1	様式第一号	建設業許可申請書
2	様式第一号 別紙一	役員等の一覧表
3	様式第一号 別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）
4	様式第一号 別紙二(2)	営業所一覧表（更新）
5	様式第一号 別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄
6	様式第一号 別紙四	専任技術者一覧表
7	様式第二号	工事経歴書
8	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額
9	様式第四号	使用人数
10	様式第六号	誓約書
11	様式第七号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
12	様式第七号 別紙	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の略歴書
13	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
14	様式第七号の二 別紙一	常勤役員等の略歴書

## ①作成できる申請書類、届出書類

#	様式番号	様式名
15	様式第七号の二 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
16	様式第七号の三	健康保険等の加入状況
17	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更）
18	様式第九号	実務経験証明書
19	様式第十号	指導監督的実務経験証明書
20	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
21	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
22	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
23	様式第十四号	株主（出資者）調書
24	様式第十五号	貸借対照表（法人）
25	様式第十六号	損益計算書（法人）・完成工事原価報告書
26	様式第十七号	株主資本等変動計算書
27	様式第十七号の二	注記表
28	様式第十七号の三	附属明細表

## ①作成できる申請書類、届出書類

#	様式番号	様式名
29	様式第十八号	貸借対照表（個人）
30	様式第十九号	損益計算書（個人）
31	様式第二十号	営業の沿革
32	様式第二十号の二	所属建設業者団体
33	様式第二十号の三	主要取引金融機関名
34	様式第二十二号の二	変更届出書
35	様式第二十二号の三	届出書
36	様式第二十二号の四	廃業届
37	建設業許可事務ガイドライン 別紙八	変更届出書（決算変更届出用）
38	建設業許可事務ガイドライン 別紙六	経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務を補佐した経験の認定に関する調書
39	建設業許可事務ガイドライン 別紙六	常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書
40	建設業許可事務ガイドライン 別紙六	常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書

## ②作成できない申請書類、届出書類

#	様式番号	様式名
1	様式第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書
2	様式第二十二号の五 別紙一	役員等の一覧表
3	様式第二十二号の五 別紙二	営業所一覧表
4	様式第二十二号の五 別紙三	専任技術者一覧表
5	様式第二十二号の六	誓約書
6	様式第二十二号の七	合併認可申請書
7	様式第二十二号の七 別紙一	役員等の一覧表
8	様式第二十二号の七 別紙二	営業所一覧表
9	様式第二十二号の七 別紙三	専任技術者一覧表
10	様式第二十二号の八	分割認可申請書
11	様式第二十二号の八 別紙一	役員等の一覧表
12	様式第二十二号の八 別紙二	営業所一覧表
13	様式第二十二号の八 別紙三	専任技術者一覧表
14	様式第二十二号の九	届出書

## ②作成できない申請書類、届出書類

#	様式番号	様式名
15	様式第二十二号の十	相続認可申請書
16	様式第二十二号の十 別紙一	営業所一覧表
17	様式第二十二号の十 別紙二	専任技術者一覧表
18	様式第二十二号の十一	誓約書
19	様式第二十二号の十二	届出書

## ①作成できる申請書類

#	様式番号	様式名
1	様式第二十五号の十四	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
2	様式第二十五号の十四 別紙一	工事種類別（元請）完成工事高
3	様式第二十五号の十四 別紙二	技術職員名簿
4	様式第二十五号の十四 別紙三	その他の審査項目（社会性等）
5	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第1号	工事種類別完成工事高付表
6	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第3号	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
7	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第4号	CPD単位を取得した技術者名簿
8	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第5号	技能者名簿

## ②作成できない申請書類、届出書類

#	様式番号	様式名
1	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第2号	経理処理の適正を確認した旨の書類 ※その他の審査項目(社会性等)の監査の受審状況における確認書類の取り扱いとしています。

# JCIPにおける外部データ連携

---

## ●バックヤード連携により、添付書類の取得・提出が不要となります。

- ・法務省（登記事項証明書）  
※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可・法人
- ・技術検定合格証明書

## ●添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- ・納税情報（法人税／所得税）  
※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可・法人／個人
- ・納税情報（消費税及地方消費税）  
※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可／都道府県知事許可・法人／個人

## ●令和5年度からのバックヤード連携予定

- ・監理技術者資格者証
- ・監理技術者講習修了証
- ・建設業経理士検定試験合格証明書
- ・建設業経理士CPD講習修了証

# 申請・届出に必要な確認書類

---

## ①申請・届出書類に係る確認書類

#	様式名	確認書類名
1	様式第一号 別紙二(1) 営業所一覧表 (新規許可等)	・ 営業所の実態を確認する資料
2	様式第一号 別紙二(2) 営業所一覧表 (更新)	・ 営業所の実態を確認する資料
3	様式第二十二号の二 変更届出書 (第二面)	・ 営業所の実態を確認する資料
4	様式第二号 工事経歴書	・ 工事経歴を確認する資料
5	様式第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	・ 施工金額合計を確認する資料
6	様式第七号 常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) の常勤性を確認する資料</li> <li>・ 常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) の経験を確認する資料 (商業登記簿謄本等)</li> </ul>
7	様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤役員等 (常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者) の常勤性を確認する資料</li> <li>・ 常勤役員等 (常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者) の経験を確認する資料 (商業登記簿謄本等)</li> </ul>

## ①申請・届出書類に係る確認書類

#	様式名	確認書類名
8	様式第七号の三 健康保険等の加入状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料</li> <li>雇用保険の加入状況を証明する資料</li> </ul>
9	様式第八号 専任技術者証明書（新規・変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任技術者の常勤性を確認する資料</li> <li>専任技術者の有資格区分を証明する資料</li> <li>※機関連携で連携の取れた技術検定合格者については添付不要。</li> </ul>
10	様式第九号 実務経験証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の実務経験を確認する資料</li> </ul>
11	様式第十号 指導監督的実務経験証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の実務経験を確認する資料</li> </ul>
12	様式第十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</li> <li>成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</li> </ul>
13	様式第十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</li> <li>成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</li> </ul>

## ②申請・届出全体に係る確認書類

#	確認書類名
1	・定款
2	・登記事項証明書 ※大臣許可の場合は機関連携により連携が取れた場合は添付不要。 ※申請者が未成年の個人の場合は、法定代理人の登記事項証明書も必要。
3	・納税証明書(法人税) ※機関連携により連携が取れた場合は添付不要。 ※知事許可の場合は、法人事業税証明書。
4	・納税証明書(所得税) ※機関連携により連携が取れた場合は添付不要。 ※知事許可の場合は、個人事業税証明書。
5	・有価証券報告書

## ①申請・届出書類に係る確認書類

#	様式名	確認書類名
1	様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	・前期の自己資本額を確認する資料
2	様式第二十五号の十四 別紙二 技術職員名簿	・技術職員の常勤性を確認する資料 ・技術職員の資格等を証明する資料 ※機関連携で連携の取れた技術検定合格者については添付不要。

## ①申請・届出書類に係る確認書類

#	様式名	確認書類名
4	様式第二十五号の十四 別紙三 その他の審査項目(社会性等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険加入有を確認する資料</li> <li>・健康保険加入有を確認する資料</li> <li>・厚生年金保険加入有を確認する資料</li> <li>・建設業退職金共済制度加入有を確認する資料</li> <li>・退職一時金制度もしくは企業年金制度導入有を確認する資料</li> <li>・法定外労働災害補償制度加入有を確認する資料</li> <li>・民事再生法又は会社更生法の適用有を確認する資料</li> <li>・防災協定の締結有を確認する資料</li> <li>・営業停止処分有を確認する資料</li> <li>・指示処分有を確認する資料</li> <li>・監査の受審状況を確認する資料</li> <li>・公認会計士等の数を証明する資料</li> <li>・公認会計士等の常勤性を確認する資料</li> <li>・二級登録経理試験合格者を証明する資料</li> <li>・二級登録経理試験合格者の常勤性を確認する資料</li> <li>・研究開発費を確認する資料</li> <li>・建設機械の所有及びリース台数を確認する資料</li> <li>・ISO9001の登録を証明する資料</li> <li>・ISO14001の登録を証明する資料</li> <li>・若年技術職員の継続的な育成及び確保の該当有を確認する資料</li> <li>・新規若年技術職員の育成及び確保の該当有を確認する資料</li> <li>・CPD単位取得数を確認する資料</li> <li>・技能レベル向上者数を確認する資料</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況を確認する書類</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況を確認する書類</li> <li>・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況を確認する書類</li> <li>・エコアクション2.1の認証を証明する書類</li> </ul>

## ②申請・届出全体に係る確認書類

#	確認書類名
1	・代理人登記事項
2	・審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類（付表2）
3	・審査対象事業年度の消費税納税証明書（その1）
4	・法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他）
5	・工事経歴書 ※対象事業年度の決算変更届が未届、または紙で届出されている場合。

# ステータス (状態)

---

申請者、行政庁による操作の状況に応じて申請データのステータス（状態）が遷移します。  
JCIPで表す申請データのステータス（状態）は下表のとおりです。

#	ステータス	許可	届出	経審	ステータス（状態）の内容	必要な対応
1	作成中	○	○	○	申請者がJCIPにて申請データを作成中の状態	作成を完了させ申請を行います。
2	確認待	○	○	○	申請者から電子申請されたが行政庁側の確認前の状態	行政庁側の確認を待ちます。
3	納付待	○	×	○	行政庁側で申請者からの手数料の納付を待っている状態	指定された納付方法で手数料を納付します。
4	申請・届出中止中	○	○	○	申請者が申請・届出の中止処理を行った状態	確認を待ちます。
5	手続中	○	○	○	行政庁側で申請・届出内容の審査を行っている状態	審査結果を待ちます。
6	補正中	○	○	○	申請者が行政庁側の指示による補正を行っている状態	指示に従って内容を補正します。
7	取下中	○	○	○	申請者が取下の処理を行った状態	確認を待ちます。
8	取下	○	○	○	申請者側からの取下処理を行政庁側が確認済でJCIPとして処理が完了している状態	—
9	発行済	○	×	○	行政庁側で許可・経審結果通知書が発行済でJCIPとして処理が完了している状態	許可・経審結果通知書を受領します。
10	届出確認済	×	○	×	行政庁側で届出内容の確認が終了しJCIPとして処理が完了している状態	—
11	手続終了	×	○	×	行政庁側で届出内容の確認ができずJCIPとして処理が完了している状態	—
12	不許可通知書発行済	○	×	×	行政庁側で許可申請を不許可としJCIPとして処理が完了している状態	不許可通知書を受領します。

【凡例】 ○：存在するステータス    ×：存在しないステータス

## 2. ご利用にあたって

---

# システム利用環境

---

## 1. システム利用環境

### ● 端末

パソコン（CPU、メモリ、HDD） ※スマートフォン不可  
ディスプレイ 1280 × 800ピクセル 以上

### ● OS

Microsoft Windows 8.1、Windows 10、Windows 11

### ● ブラウザ

Microsoft Edge、Google Chrome

### ● PDF閲覧用ソフト

Adobe Acrobat Reader 等

## 2. 接続環境

### ● インターネット

URLは運用開始前にお知らせします。

## 3. 入力可能な漢字

JIS 第1水準～ 第4水準

# 認証方法

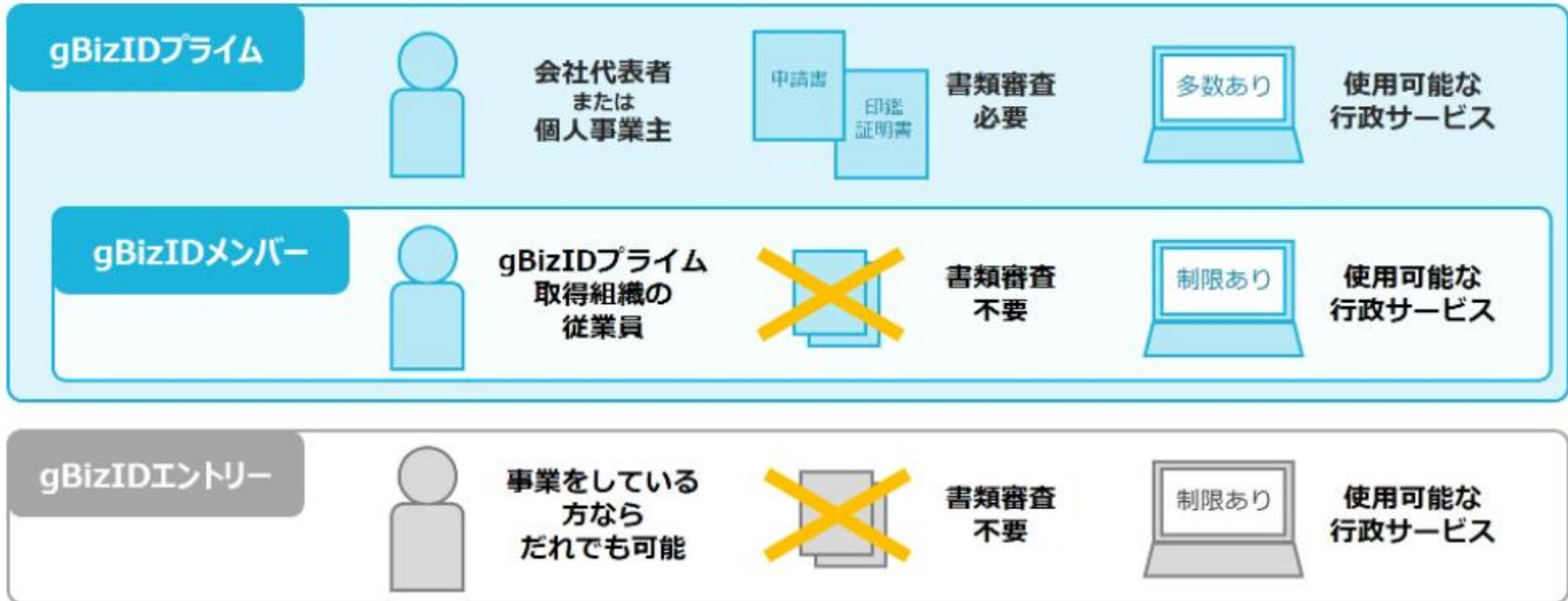
---

## ログイン用アカウント（gBizID）について

JCIPへのログインには、デジタル庁が提供しているgBizID（ジー・ビズ・アイディー）アカウントを使用します。

gBizIDは、複数の行政サービスを1つのアカウントで利用することのできる認証システムです。

gBizIDのアカウントを1つ登録すれば、gBizIDで認証を行っている各行政サービスを、同じアカウントで利用することが出来ます。



※「gBizIDエントリー」アカウントをご利用中の方は、別途「gBizIDプライム」アカウントを作成してください。

## JCIPによるGビズIDの認証

gBizIDプライムまたはgBizIDメンバーアカウントによる、パスワード認証+ワンタイムパスワード認証

## gBizIDプライムアカウントを作成する

※既にgBizIDプライム、gBizIDメンバーアカウントをお持ちの場合は不要です。

### 1. JCIP運用開始前に作成する場合

gBizIDウェブサイトに掲載されているマニュアルを参考に「gBizIDプライム」アカウントを取得してください。

【参考】マニュアルの掲載先：<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

※gBizIDアカウントの取得には、申請後2～3週間を要します。  
余裕をもって取得していただきますようお願いいたします。



- JCIPの操作に関する事は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム申請者向け【操作編】をご覧ください。
- JCIPでの代理申請に関する事は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム申請者向け【代理申請編】をご覧ください。
- JCIPに関するお問い合わせ方法等は、国土交通省HPに公開致しますので、そちらをご覧ください。
- 詳細なご説明は、12月に国土交通省HPで「申請者マニュアル」を公開致しますので、そちらもご覧ください。

ご視聴ありがとうございました。

---